



島根県報

平成29年12月26日（火）

号外 第 153 号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【病院局規程】

島根県病院局職員の給与に関する規程の一部改正 2

【教委規則】

市町村立学校の教職員の給与に関する規則の一部を改正する規則 (教育庁総務課) 2

【人委規則】

職員の給与の支給に関する規則の一部を改正する規則 4

職員の給与の支給に関する規則の一部を改正する規則 6

職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則 6

県立学校の教育職員の給与に関する規則の一部を改正する規則 10

島 根 県 病 院 局 管 理 規 程**島根県病院局管理規程第10号**

島根県病院局職員の給与に関する規程（平成19年島根県病院局管理規程第6号）の一部を次のように改正する。

平成29年12月26日

島根県病院事業管理者 中 川 正 久

別表第8の2中	「	29	「	28	を に改める。
		29		29	
		29		29	
		30		29	
		30		29	
		30		30	
		31		30	
		31		30	
		31		30	
		32		31	
		32		31	
		32		31	
		33		31	
		33		32	
		33		32	
	」		」		

附 則

（施行期日等）

- 1 この規程は、平成29年12月26日から施行し、この規程による改正後の島根県病院局職員の給与に関する規程（以下「改正後の規程」という。）の規定は、平成29年4月1日から適用する。

（経過措置）

- 2 平成29年4月1日からこの規程の施行の日の前日までの間において、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及び昇給又は復職時等における号給の調整以外の事由によりその受ける号給に異動のあった職員のうち、改正後の規程の規定による号給がこの規程による改正前の島根県病院局職員の給与に関する規程（以下「改正前の規程」という。）の規定による号給に達しない職員の、当該適用又は異動の日における号給については、改正後の規程の規定にかかわらず、改正前の規程の規定による号給とするものとする。
- 3 この規程の施行の日から平成30年3月31日までの間において、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及び降格、昇給又は復職時等における号給の調整以外の事由によりその受ける号給に異動のあった職員（個別に病院事業管理者の承認を得て号給を決定することとされている職員を除く。）のうち、前項の規定の適用を受ける職員との均衡上必要があると認められる職員の、当該適用又は異動の日における号給については、なお従前の例によることができる。

教 育 委 員 会 規 則

市町村立学校の教職員の給与に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年12月26日

島根県教育委員会教育長 鴨 木 朗

島根県教育委員会規則第14号

市町村立学校の教職員の給与に関する規則の一部を改正する規則

市町村立学校の教職員の給与に関する規則（昭和32年島根県教育委員会規則第11号）の一部を次のように改正する。

	「		「	
		66		65
		66		66
		66		66
		66		66
		66		66
		66		66
		67		66
		67		66
		67		67
		67		67
		67		67
別表第7の2アの表中		67	を	67
		68		67
		68		67
		68		67
		68		68
		68		68
		68		68
		68		68
		69		68
		69		68
		70		68
		70		68
		71		69
		」		」

に改める。

	「		「	
		34		33
		35		34
		36		34
		37		35
		37		35
		38		36
		38		36
		39		37
		39		38
別表第7の2イの表中		40	を	39
		」		」

に改める。

附 則

(施行期日等)

1 この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の市町村立学校の教職員の給与に関する規則（以下「改正後の規則」という。）の規定は、平成29年4月1日から適用する。

(経過措置)

2 平成29年4月1日からこの規則の施行の日の前日までの間において、新たに給料表の適用を受けることとなった教職員及び昇給又は復職時等における号給の調整以外の事由によりその受ける号給に異動のあった教職員のうち、改正後の規則の規定による号給がこの規則による改正前の市町村立学校の教職員の給与に関する規則（以下「改正前の規則」という。）の規定による号給に達しない教職員の、当該適用又は異動の日における号給については、改正後の規則の規定にかかわらず、改正前の規則の規定による号給とするものとする。

3 この規則の施行の日から平成30年3月31日までの間において、新たに給料表の適用を受けることとなった教職員及び降格、昇給又は復職時等における号給の調整以外の事由によりその受ける号給に異動のあった教職員（個別に教育委員会の承認を得て号給を決定することとされている教職員を除く。）のうち、前項の規定の適用を受ける教職員との均衡上必要があると認められる教職員の、当該適用又は異動の日における号給については、なお従前の例によることができる。

人 事 委 員 会 規 則

職員の給与の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年12月26日

島根県人事委員会委員長 中 村 寿 夫

島根県人事委員会規則第30号

職員の給与の支給に関する規則の一部を改正する規則

職員の給与の支給に関する規則（昭和27年島根県人事委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

別表第4を次のように改める。

別表第4 (第6条の10関係)

職員の区分 期間の区分	1 項 職 員					2 項職員	3 項職員
	1 種	2 種	3 種	4 種	5 種		
	円	円	円	円	円	円	円
1年未満	414,300	368,400	308,300	250,900	184,500	50,700	45,000
1年以上2年未満	414,300	368,400	308,300	250,900	184,500	50,700	40,000
2年以上3年未満	414,300	368,400	308,300	250,900	184,500	50,700	35,000
3年以上4年未満	414,300	368,400	308,300	250,900	184,500	50,700	30,000
4年以上5年未満	414,300	368,400	308,300	250,900	184,500	50,700	25,000
5年以上6年未満	414,300	368,400	308,300	250,900	184,500	50,700	20,000
6年以上7年未満	414,300	368,400	308,300	250,900	184,500	48,900	15,000
7年以上8年未満	414,300	368,400	308,300	250,900	184,500	47,100	10,000
8年以上9年未満	414,300	368,400	308,300	250,900	184,500	45,300	5,000
9年以上10年未満	414,300	368,400	308,300	250,900	184,500	43,500	
10年以上11年未満	414,300	368,400	308,300	250,900	184,500	41,700	
11年以上12年未満	414,300	368,400	308,300	250,900	184,500	39,900	
12年以上13年未満	414,300	368,400	308,300	250,900	184,500	38,100	
13年以上14年未満	414,300	368,400	308,300	250,900	184,500	36,300	
14年以上15年未満	414,300	368,400	308,300	250,900	184,500	34,900	
15年以上16年未満	414,300	368,400	308,300	250,900	184,500	33,500	
16年以上17年未満	409,900	364,400	305,000	248,300	182,900	32,100	
17年以上18年未満	405,500	360,400	301,700	245,700	181,300	30,700	
18年以上19年未満	401,100	356,400	298,400	243,100	179,700	29,300	
19年以上20年未満	396,700	352,400	295,100	240,500	178,100	27,900	
20年以上21年未満	392,300	348,400	291,800	237,900	176,500	26,500	
21年以上22年未満	372,900	331,500	278,000	225,900	167,300	25,900	
22年以上23年未満	353,100	314,300	264,000	214,000	157,500	25,300	
23年以上24年未満	333,800	297,600	250,500	202,000	148,400	24,300	
24年以上25年未満	314,400	280,700	236,600	190,200	138,700	23,700	
25年以上26年未満	294,900	263,800	222,900	178,400	129,500	23,100	
26年以上27年未満	272,200	243,000	205,300	164,000	118,500	22,500	
27年以上28年未満	250,000	222,600	188,200	149,700	108,100	21,900	
28年以上29年未満	227,600	202,200	170,900	135,400	97,800	21,100	
29年以上30年未満	204,800	181,400	153,300	121,100	86,800	20,800	
30年以上31年未満	180,000	159,500	135,300	106,100	76,200	20,400	
31年以上32年未満	155,100	137,600	117,000	91,300	65,100	19,800	
32年以上33年未満	130,500	115,900	99,100	76,100	54,700	18,900	
33年以上34年未満	92,400	84,000	73,100	57,000	40,500	18,000	
34年以上35年未満	57,100	54,200	48,800	38,600	27,300	17,300	

備考 1 この表において期間の区分欄に掲げる年数は、採用の日又は第6条の7各号の職員となった日以後の期間を示す。

- 2 この表において、「1項職員」とは第6条の5第1項の職を占める職員を、「2項職員」とは同条第2項の職を占める職員を、「3項職員」とは同条第3項の職を占める職員をいう。
- 3 この表において、「1種」とは第6条の5第1項第1号の職を占める職員を、「2種」とは同項第2号の職を占める職員及び同項第3号の職のうち人事委員会が認める職を占める職員を、「3種」とは同項第3号の職（人事委員会が認める職を除く。）を占める職員を、「4種」とは同項第4号の職を占める職員を、「5種」とは同項第5号の職を占める職員をいう。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の職員の給与の支給に関する規則の規定は、平成29年4月1日から適用する。

職員の給与の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年12月26日

島根県人事委員会委員長 中 村 寿 夫

島根県人事委員会規則第31号

職員の給与の支給に関する規則の一部を改正する規則

職員の給与の支給に関する規則（昭和27年島根県人事委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第6条の8、第6条の10第2項及び第6条の11中「9年」を「13年」に改める。

別表第4中	「	円	「	円	を に改める。
	45,000	50,000			
	40,000	46,000			
	35,000	42,000			
	30,000	38,000			
	25,000	34,000			
	20,000	30,000			
	15,000	26,000			
	10,000	22,000			
	5,000	18,000			
		14,000			
		10,000			
		6,000			
		2,000			
	」		」		

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年12月26日

島根県人事委員会委員長 中 村 寿 夫

島根県人事委員会規則第32号

職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則

職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（昭和32年島根県人事委員会規則第7号）の一部を次のように改正する。

別表第26中

78	を	77	に改める。
79		78	
80		78	
81		79	
81		79	
82		80	
82		80	
83		81	
83		82	
84		83	

別表第27中

43	を	42	に改める。
43		42	
43		43	

別表第28中

54	を	53	に、
55		54	
56		54	
57		55	
57		55	
57		56	
58		56	
58		57	
58		57	
59		58	
59		58	
59		59	
60		59	

34	33
34	34
34	34
35	34
35	34
35	35

36	を	35	に改める。
36		35	
36		35	
37		36	
37		36	
37		36	
37		36	
38		37	
38		37	
38		37	
38		38	
39		38	
39		38	
39		39	
39		39	
40		39	

別表第29中

29	を	28	に改める。
29		29	
29		29	
30		29	
30		29	
30		30	
31		30	
31		30	
31		30	
32		31	
32		31	
32		31	
33		31	
33		32	
33		32	

別表第30中

34	を	33	に改める。
35		34	
36		34	
37		35	
37		35	
38		36	

県立学校の教育職員の給与に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年12月26日

島根県人事委員会委員長 中 村 寿 夫

島根県人事委員会規則第33号

県立学校の教育職員の給与に関する規則の一部を改正する規則

県立学校の教育職員の給与に関する規則（昭和32年島根県人事委員会規則第11号）の一部を次のように改正する。

別表第9の3中	「	62	を	「	61	に改める。
		62			62	
		62			62	
		62			62	
		62			62	
		62			62	
		63			62	
		63			62	
		63			63	
		63			63	
		63			63	
		63			63	
		64			63	
		64			63	
		64			63	
		64			64	
		64			64	
		65			64	
		65			64	
		65			64	
		65			64	
		65			65	
		65			65	
		66			65	
		66			65	
		66			66	
		66			66	
		66			66	
		66			66	
		66			66	
		66			66	
		67			66	
	67			66		
	67			67		
	67			67		
	67			67		
	67			67		
	67			67		
	68			67		

附 則

(施行期日等)

- 1 この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の県立学校の教育職員の給与に関する規則（以下「改正後の規則」という。）の規定は、平成29年4月1日から適用する。

(経過措置)

- 2 平成29年4月1日からこの規則の施行の日の前日までの間において、新たに給料表の適用を受けることとなった教育職員及び昇給又は復職時等における号給の調整以外の事由によりその受ける号給に異動のあった教育職員のうち、改正後の規則の規定による号給がこの規則による改正前の県立学校の教育職員の給与に関する規則（以下「改正前の規則」という。）の規定による号給に達しない教育職員の、当該適用又は異動の日における号給については、改正後の規則の規定にかかわらず、改正前の規則の規定による号給とするものとする。
- 3 この規則の施行の日から平成30年3月31日までの間において、新たに給料表の適用を受けることとなった教育職員及び降格、昇給又は復職時等における号給の調整以外の事由によりその受ける号給に異動のあった教育職員（個別に人事委員会の承認を得て号給を決定することとされている教育職員を除く。）のうち、前項の規定の適用を受ける教育職員との均衡上必要があると認められる教育職員の、当該適用又は異動の日における号給については、なお従前の例によることができる。